

# 1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会第1回（5月）臨時会〕

平成18年5月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第4 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第5 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第6 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第2号）について）
- 日程第7 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
-----	------	----	-----	------	----

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	総務部長	平島鉄信
総務部政策統括 担当部長	石橋正直	地域振興部長	松田幸夫

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	古 川 泰 博	健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子
建設部長	富 田 譲	上下水道部長	永 田 克 人
教育部長	松 永 栄 人	監査委員事務局長	木 村 洋
総務課長	松 島 健 二	財政課長	井 上 義 昭
税務課長	古 野 洋 敏	地域振興課長	大 藪 勝 一
福祉課長	新 納 照 文	まちづくり技術開発課長	大江田 洋
上下水道課長	宮 原 勝 美	教務課長	井 上 和 雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議事課長	田 中 利 雄
書記	伊 藤 剛	書記	花 田 敏 浩
書記	満 崎 哲 也		

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、平成18年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

17番、福廣和美議員

18番、岡部茂夫議員

を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3から日程第5まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」から日程第5、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第5までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成18年市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中をご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例改正の専決処分の承認を求めるもの3件と補正予算の専決処分の承認を求める1件、条例の一部改正1件、合わせて5件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号から議案第58号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い市税条例の一部を改正するものであり、改正法の適用が本年4月1日である内容のものがあるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、まず税源移譲に伴うものとして、市民税所得割の税率が、現行は所得に応じて3%、8%、10%の3段階になっておりますが、6%の一律課税に改正されます。これは平成19年度分から適用いたします。また、前回の改正において市民税の所得割額の定率減税が2分の1に縮減されておりましたが、平成19年度から廃止されることになります。

次に、市たばこ税について、旧3級品以外の製造たばこにおいて税率が1,000本につき2,977円から3,298円に、旧3級品については1,412円から1,564円に改正となり、それぞれ321円、152円の引き上げとなっております。この改正は平成18年7月1日から実施になります。

次に、議案第57号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」ご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことにより専決処分をさせていただいたものであります。

改正の主な内容につきましては、介護納付金に係る課税限度額を現行8万円から9万円に引き上げております。また、公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に対する激変緩和措置として、公的年金等特別控除が設定され、平成17年中の公的年金所得にあっては13万円、翌年は7万円を控除することになりました。

なお、対象となるのは昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成16年中と平成17年中に公的年金による収入があった人となっております。

次に、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）」ご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことにより専決処分をさせていただいたものであります。

改正の内容につきましては、固定資産税の改正に伴う改正となっております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

~~~~~

再開 午前10時09分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一部訂正がございますので、市長から訂正の発言を求めます。

市長。

市長（佐藤善郎） 議会日程にお示ししておりました議案番号の号数が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

ただいま提案説明いたしました議案第57号を58号に、議案第58号を57号に訂正していただきたいと思っております。どうも失礼いたしました。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」は、反対討論いたします。

関連する議案第57号、議案第58号は、第164回通常国会で共産、民主、社民、国民新党の反対を押し切って成立した内容で、市民生活に大きな負担を強いるものです。提案されている主

な内容として、議案第56号は、個人市民県民税の現行税率5%、10%、13%を廃止し、税率を一律10%と改悪しました。その結果、所得200万円以下では3%が10%の税率になりますので、増税となります。一方、高額所得者は所得税、市民税、県民税は安くなる法の改正です。

また、来年度からは損害保険料の控除が廃止され、地震保険控除が新設されると、保険料の負担が増額となる問題も発生します。

今回提案されている条例の内容は、今後固定資産税の増税、定率減税の廃止による増税等により、国民健康保険税や保育料の増額にも結びつく結果になります。

また、軽自動車税の引き上げも行うことができる法改正が行われており、議案第56号についての承認を求めることについて反対し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 同じく、議案第56号につきましては反対の立場から討論をいたします。

2006年の地方税法改正の中で市民に一番影響があるのは、定率減税の廃止です。廃止の理由として、政府は景気がよくなったことを上げておりますが、雇用者報酬や民間給与総額は、定率減税が導入された以降も減り続けており、国民の生活が豊かになったわけではありません。

一方、大企業の経常利益は増大し、バブル期をも上回って史上最高になっております。しかし、大企業や資産家への減税には手をつけず、優遇税制を温存し、庶民に対しては定率減税の廃止、たばこ税の税率引き上げなどによって増税を強いる法改正となっています。

これに連動して、国保税や保育料なども値上がりする世帯が出てきますし、市民の暮らしや地域経済に与える影響、また今後は税金滞納の増加によって強制的な取り立てなどが推し進められることが危惧されることから、税改正には反対の立場です。

それから、税源移譲につきましても、2003年からこれまでに実施されました国庫補助金負担金削減が5.2兆円、これに対する財源措置は、税源移譲で3兆円、交付金化で0.8兆円、合わせて3.8兆円にすぎず、差し引き1.3兆円近い地方財政が削られたこととなります。交付税が減らされていることとあわせて、国が本来なら責任を負うべき財源を減らし、その分を地方に財政負担を押しつける、それが結果的には住民サービスの低下につながってきますから、市民にとっては二重、三重の負担になるということもつけ加えて討論を終わります。

なお、次の第57号議案、第58号議案も第56号議案に関連する改正ですので、同様に反対いたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第56号は承認されました。

承認 賛成17名、反対2名 午前10時14分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第57号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第57号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）」反対討論いたします。

提案されている内容は、議案第56号の地方税法の改正に関連し、固定資産税を7割評価額と課税標準額との格差を埋める内容の改悪です。

前年度課税標準価格に対して評価額を毎年5%引き上げます。その結果、都市計画税は固定資産税と連動しており、負担増となるために、地代、家賃への影響も考えられますので、議案第57号についての承認を求めることに反対し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第57号は承認されました。

承認 賛成17名、反対2名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」反対討論いたします。

太宰府市民が加入する国民健康保険の介護納付金最高額 8 万円を 1 万円引き上げ 9 万円とする内容です。その結果、国民健康保険税介護保険料の最高額は 62 万円となり、また所得税法の改悪により、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止で特例措置の廃止後の 2 年後は所得の少ない国民健康保険加入者の国保税がより一層増額しますので、議案第 58 号についての承認を求めることに反対し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 58 号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第 58 号は承認されました。

承認 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 18 分

~~~~~

日程第 6 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第 2 号）について）

議長（村山弘行議員） 日程第 6、議案第 59 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第 2 号）について）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第 59 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第 2 号）について）」ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、下水道事業会計の消費税及び地方消費税額の平成 17 年度決算に伴う補正であります。

基本的に、消費税額は課税売り上げ中から課税仕入れ中の消費税及び地方消費税相当額を控除して求めるものでありますが、3 月末に陣ノ尾 1 号雨水幹線第 17 - 1 工区築造工事等予算繰り越しをしたことにより課税仕入れ額が減少したため、控除消費税額も減少することとなり、結果、消費税額が 567 万 2,000 円増の 2,604 万 8,000 円となったことから、平成 18 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第59号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時20分

~~~~~

日程第7 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長(佐藤善郎) 議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源などの保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために、平成15年5月23日に条例の施行を行っております。

本来、この税は、この歴史的文化遺産を後世に継続するためにも、その費用の一部を来訪者へ協力していただくことが目的であります。

収入面では、3年間で約1億円の自主財源が確保でき、税収の用途については運営協議会で審議され、これまでに正月期における臨時駐車場や仮設トイレの設置、花いっぱい運動や観光マップの作成など19件の各種事業に充てられ、来訪者や市民に喜ばれる事業となっております。

す。

今回市が実施した市民、納税者及び事業者の意識調査では、納税者、事業者の一部に廃止との意向がありましたが、市民の約8割が継続の意向でありました。

歴史と文化の環境税は、本市にとって魅力あるまちづくりのための貴重な財源となっておりますが、条例が3年間の適用期間を迎え、見直しの時期に当たることから、今年4月13日に諮問し、4回にわたり税制審議会を開催いたしました。5月9日の税制審議会において、市民の意向、将来のまちづくりの財源の必要性、これまでの運用面での一定の成果を重視され、継続との答申がなされました。市といたしましても、この答申を踏まえ、継続の意向と付記事項を十分尊重して、現在3年経過します適用期間を3年延長し、6年とするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回、歴史と文化の環境税条例の一部が改正されますが、この観光駐車場業者の皆様に対し、日ごろのご協力に対しまして、厚くまず御礼を申し上げます。

しかしながら、このたびこの駐車場協会22名の方から陳情書が出されております。この協会に入会せずに市のまちづくりのためご協力をいただいております業者もおられると思います。この3年間の間に事業者の増減があつておるものと思いますが、現在この環境税にご協力をいただいております業者数はどのようになっておるのかお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市におきまして歴史と文化の環境税の特別徴収義務者に指定しております事業者は、5月19日現在におきまして28の事業者がございまして、そのうち協会に加入してある業者が22ございまして、残り6の事業者がほかにございます。現在は、この28のすべての事業者から申告納税を現在していただいているのが現状でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ありがとうございます。

議長（村山弘行議員） よろしいですか。15番安部陽議員の質疑を終わります。

次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変な大きな課題として、条例ができるときから私はかかわってきまして、審議もして、混乱も起こりました。私の質問については、直接市長の回答をいただきたいというふうに考えております。

まず、1点目では、平成16年11月1日の答申では、「納税者や事業者に十分理解されていると言いがたい。納税者、事業者に対するアピールができていないことなど考えられるので、理解に努める必要がある」と答申を受けておりますが、2年近くの間を置いた意識調査の結果

は、理解を求めるところか廃止の意向であると今回答申を受けているが、どのように対応されるのかを回答いただきたい。

2点目は、歴史と文化の環境税、太宰府市のインターネットQ & A 11で、「歴史と文化の環境税は施行後3年に見直しをすると聞いていますが、どうなるのですか」の回答に、「税制審議会を開催し、継続、廃止、条例の見直しに関して話し合っていたと考えている」、こういうふうインターネット上公開しているわけですが、市長は継続か廃止か、どのように審議会に答申をお願いしたのか、経過を報告いただきたい。

3点目は、平成18年5月9日の答申内容に、必ずしも本税の継続について共通の認識を得るまでに至っていないと、審議会が共通の認識を得るまでに至っていない。市民の意向、まちづくり財源の必要性、一定の成果等は重視し、継続と判断するに至ったと。また、来訪者や事業者の理解、制度上の公平性等を回避するために本税を廃止し、基金制度の提案がなされ、時代の趨勢であると、このような審議会の提案を受けとめ、早急に検討課題であると判断すると答申を受けております。本税を廃止する条件としての「(仮称)大宰府みらい基金」について検討する考え方があるのか、あればどのように考えているのか回答いただきたい。

4点目は、大変大きな今後の問題になると思うんですが、審議会答申の付記事項に、「納税者と特別徴収義務者の協力が前提であり、市当局は両者に協力と理解を求める努力が必要である」と、こうなっておりますが、答申どおり継続した場合、ただいま市長が継続を提案しましたが、特別徴収義務者の駐車場業者の方々は反対運動を再開すると全会一致で決めたと新聞報道されておりますが、このような状況になりますと大変な混乱が起きることになります、どのように対応するのか。

現在の条例の施行前には、事業者の方々が反対をしたために特別徴収義務者には指定されておりませんが、その後3年、こういう形で理解をいただいて条例が施行されました。特別徴収義務者に事業者がなっていました、こういう施行された後の条例に基づく環境税条例によります第3条、賦課徴収第4条、納税義務者第5条及び第9条、更正、または決定の通知第13条、第14条、第15条のこういう条例があり、指定されて従わない場合は3万円以下の過料の法令がありますが、この条例の法的行使を行うのか。一度指定された特別徴収義務者が今度はないと言った場合は、その法的根拠に基づいて、先ほど言いました税条例を行使するのか、この行使を行わない場合はみなし廃止条例と私は受けとめておりますが、その辺を含めて回答いただきたいと思います。

議長(村山弘行議員) 市長。

市長(佐藤善郎) ただいま、今回の改正条例についてのご質問でございますが、まず改正の理由でございますが、提案理由の説明で申し上げましたとおり、この条例は3年間の期限をもって見直す、そういうことでございます。したがって、3年が経過いたします5月23日前に、ご承知のように、平成18年4月13日に私から太宰府市税制審議会の会長あてに太宰府市歴史と文化の環境税についての諮問を行ったところでございます。

諮問事項でございますが、太宰府市歴史と文化の環境税条例附則第2項に基づく適用期間は、「市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と、このことにつきまして質問をいただいたところでございます。

諮問の結果は、ご答申の内容をご承知のとおり、継続との審議を得たところでございます。それと同時に、付記事項といたしまして、これにかわるべき措置として、諮問の答申の中にも付記してございますように、これにかわる基金制度の提案、例えば大宰府みらい基金についての提案等がございまして、その付記事項に示されたところでございます。

したがいまして、私どもといたしましては、この条例の改正案が決定した後は、速やかにこの問題についてお互いに努力してまいり、また協議をしていかなくならないと思っております。その結果につきましては、太宰府市観光駐車場協会と皆様のさらなる協議と同時に、円満な運営についてさらなる協力をお願いしたいと、このように考えておるところでございます。

なお、詳細につきましては、法の適用等については総務部長から補足説明をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 詳細についてでございますけども、まず1点目でございます。駐車場業者とは、常々、特に役員の方々と今までも話し合いをした経過がございます。特に、今回太宰府市観光駐車場協会というのができまして、その代表の方とも協議を続けているわけでございますけども、今後とも事業者にご理解をいただけるように話し合いを続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、PR不足でなかなか理解を得ていないというようなことがございましたけども、この税の理解を深めるために、現在ホームページでの掲載、あるいはライトアップ事業や臨時駐車場、あるいは仮設トイレの設置など、歴史と文化の環境税を使用してこういう事業を行っていますよという旨の看板の表示などを行いまして啓発に努めているわけでございますけども、アンケート調査ではまだまだ不足だというような結果が出ておりますので、今後ともこの啓発には力を入れていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず1点目の、平成16年の答申と今回の答申です、今その回答をいただいたけど、やはり答申内容にこんなに明確に書かれてあって、その対応が、3年たってきたけど全く理解をされていない。本当に、電車で来る方には一切そういう負担はないわけですが、車でお見えになる方だけにそういう負担をさせるというのはですね、やはり答申の中でも不公平があるというのは出されてきているわけですね。

そういう状況の中で、今具体的な市長の答弁の中に、白紙で委任したのか、それともこの3点を、継続、廃止、条例の見直し。私どもは、この審議会の方々、駐車場業者は3年をめでに協力をしようと、で3年後には廃止をするという、こういう約束じゃなかったかと、こういう声も聞かれるわけですが、まずやはりあれだけ混乱が起こった、それを終止するために、はっきり言って何人かの方が3年間やってみてくれと、その後廃止をするという形で事業者も受けとめたというふうに聞かれておりますが、こういう経過がなかったのかどうかですね。

それからまた、答えなかったんですが、この大宰府みらい基金という問題についてですね、どんな内容で審議会や、また行政が受けとめているのかという報告もなされませんでした。速やかに努力するというのは、行政側の表現的にはいい表現ですよ。前向きに、慎重に検討しますと。結果は何かというと、前向きに、慎重に検討した結果、できませんでしたと、こうならないように、速やかに努力するという事は、どういう内容でどう提案されたのかというのは担当部も聞いていると思うんですよ。だから、今のところ私どもが聞く内容については、国立博物館ができてきた、しかも駐車場業者じゃなくて、ああいう消費購買力の向上もあることだし、大学もあるし、あらゆるところに太宰府の環境を守るために協力をお願いするような基金制度にしたかどうかという提案がなされたということですが、そういう内容があったのかどうか、こういう内容についても、簡潔に、「速やかに努力する」では私どもわかりませんので、もう少しわかりやすく回答いただきたいと思います。

それから、一番の問題はですね、もしこの議会で、今市長が提案されているような内容で継続された場合、事業者が、さっき言いましたように、徴収拒否した場合、特別徴収義務者に指定されています、それは返上できるのか。それとも、指定されたものをあなた方が取り消さなくて事業者が営業した場合は条例違反になって、はっきり言って立入調査もすることができる、帳簿も見ることもできる、そして、罰金、過料も科すことができるが、そういうことをしないということであればこの条例はなかったものと受けとめますが、この条例の取り扱いを、実質的に、先ほども28業者のうち26業者近くが協力いただいている部分もいろいろありますが、反対同盟に入っておる方々がこういう状況になった場合はあなた方はそういう法的処置をとられるかどうかというのは、私の質問は前もってこの原稿を私の方は渡しております、質問内容は、それに対して明確に答えるのは、やはりその責任があるんじゃないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3点再質問があったと思います。

廃止の約束はあったのかというふうなことでございますが、新聞でもそういうふうに報道されておりますが、3年後には廃止をするという約束した事実はございません。

それから、大宰府みらい基金の提案を受けてということでございますけども、税制審議会の中で、太宰府市の歴史的文化遺産を継承していくにはやはり財源が必要であるということは、これは太宰府市を思う皆さんでございますので、共通認識があったというふうにご考えております。非常にうれしいというふうにご考えております。その財源確保について、太宰府市の行政で

は、行政課題に応じた事業については税で求めるというふうになっておりまして、税でいきたいというふうな意向は持っております。

しかし、駐車場事業者については、先ほどご質問がありましたように、車でお見えになられる方だけから税を取るということについては不公平ではないかという考え方がございました。事業者の方々についても、まちづくりのためには資金の確保が必要であると。そのためには、やはり車を利用する方だけでなく広くこの負担をしていただくというんですかね、協力をしていただくために寄附を募って、基金をつくってその財源に充てたらどうかと、そういう提案をなされたところでございます。

そういうことで、その資金が確率的に、今あります資金が継続的に確保されるということであればそういうふうな基金への移行も考えられると、そういうふうにご考えております。

なお、この税について、特別徴収義務者に指定をいたしております。この指定については、やはりこの歴史と文化の環境税を含めまして、どの税におきましても、地方税法あるいは条例に基づきまして適正に執行をしていかなければならないと、そういうふうにご考えております。

(19番武藤哲志議員「再々質問の許可をお願いします」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) まず、事実はないということですね。だから、もう再々質問ですが、あなた方は3年でこの条例を廃止、見直しを含めた検討をするというような内容について、今総務部長が事実はないと言いましたが、その事実が明らかになったときにはどうするかという問題について回答を求めます。本会議ですから、3回しかできませんから。

それから、今の太宰府みらい基金について、それが確実にこの財源が確保できればということですが、そういうその財源を確保するための努力をするというのはどんなふうにご考えているのか。だから、今のところ不公平は考えられるが、駐車場の観光客、利用者から税金をいただく、こういう回答でした。だから、やはりこの答申の付記事項の中に書かれている基金についてどうするのかというのは、やはり真剣に考えないことには、ただそういうものはいつになるかわかりませんが今の回答というふうに私も受けとめました。このために期間として3年も必要なのか、それとも市長の任期中だけでいいのか、こういう問題を明確にすべきじゃないでしょうか。

それから、最後の問題で、あなた方は、あくまでも特別徴収義務者に指定した以上は、地方税法やこういう条例のもとに強制的な対応をされるということですから、そういうふうにご受けとめていいというふうに、再度再々質問でお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

議長(村山弘行議員) 総務部長。

総務部長(平島鉄信) まず、基金の設立でございますけども、これは財源の確保ができればというのは、先ほど言いましたように、やはり太宰府市の歴史と文化の遺産を継承していくためには財源が必要だという共通認識があるわけでございますので、今程度の税の金額程度の確保

が必要ではないかというふうに考えております。

これは駐車場業者の方から、協会の方から、陳情でもありますように提案をしてありますので、太宰府市としては、この基金づくりについて努力をしていくと。ただ、寄附による基金づくりというふうなことを考えてあるようでございまして、これについては寄附条例というのが今全国いろいろなところでできておりますけども、なかなか確実な、一定の金額が予想できると、任意性が強うございますので、そういうことがございます。そういう任意性が確実になるような方法を今後とも検討をしていきたい。特に提案をされておりますので、提案者のいろいろな意見を聞きながら、どういう形にすればそういうふうな確保ができるのか、今後とも協議をしてみたいし、早急にその辺の話を詰めていきたいと、そういうふう考えております。

それから、先ほど私は市の方から3年後には廃止するという約束はないというふうに言いましたので、それ以上のことは答えられませんが、そのとおりでございます。

それから、税の強制はやるのかということですけども、これはやらなくていいようにいろいろな話し合いを続けてまいりたいというふうに考えますが、最終的な原則としては、やっぱり法の中立性ということからいきますと、やはり他の税、市町村民税あるいは固定資産税もそのようにやっておりますので、税法あるいは条例に基づいてやはり執行していかざるを得ないと、そういうことがないように努力をさらにしてまいりたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の質疑を終わります。

次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 「環境税を続行することについて事業者の理解を得られているとの市長の認識は誤りである。今回の見直し時期で廃止を求める」、このような内容の陳情書が議会に出されましたが、いまだに市と事業者との認識にこんな大きな隔りがあるということに対して、前回の改正から今日まで、理解を得られる努力を市がどれだけしてきたのか、そこが一番問われるところだというふうに思いますが、特に、一番の責任者である市長が自ら出席をして事業者の声を聞き、互いに論議を交わしたというのは何回ぐらいあるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 陳情書には、隔りがあるというように考えるようでございますが、先ほど説明いたしましたように、税についての不公平感ということを事業者の方はお考えがあるようでございます。そういうことで、今回3年後に、当初は5年でしたけども、3年後にこれを見直そうと、そのときにはやはり市民、事業者あるいは納税者の意見を聞きながら、3年後に見直してはどうかということで今回税制審議会に諮問をいたしましたわけでございます。

そういうことで、常日ごろから事業者との協議を重ねてまいりましたけども、今回この環境税の見直しに当たりまして、アンケート調査をお願いしたり、アンケート調査の内容、あるいは今度新しく諮問します税の骨子についていろんな協議を行っております。これも市長の意向を受けて私たち行っているわけでございまして、市長が何回、どういう形で出たかということは、この市長の意向を受けて私たちいつも協議を行っているわけでございまして、そういうこ

とでご理解をお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長が何回事業者と行ったかという質疑でありますから、それに対する答弁をお願いいたします。

市長。

市長（佐藤善郎） 歴史と文化の環境税のご理解、また事業者に対する税の執行についてのご理解、いろいろな形をお願いをしております。特に、具体的な問題といたしましては、協定書もございますし、またこの歴史と文化の環境税の税の運用につきまして、いろいろ業者の皆さんからのご意見等もございまして、平成15年9月30日から平成18年1月18日、約13回に及びます太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会を開催いたしまして、忌憚のない意見をいただいたところでございます。また、そのご提言につきまして、直ちに実行できるものは直ちに実行し、今日、先ほど申しましたように、観光客の皆さん方の利用の便に供するようなそれぞれの施設等も既に予算執行いたしたところでございます。

そういう意味で、私は市政全般について、市民の皆様個々に具体的な回数というよりも、いろんな形で接触し、これの運営がスムーズにいくように努力してきたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やっぱりですね、そのご自身が打ち出した施策としてどうしても続行したいという思いがおりなら、やはり事業者の方とひざを突き合わせて話をすると、そういう機会をやっぱり何度も設けて、その上でまとまらなかったというなら話はわかりますけども、今回、またしても3年前と同じような混乱が起きております。この責任は、私市長にあると思いますよ。

ですから、今努力をしてきたというふうに言われましたけれども、ご自身で本当に事業者の方々とですね、お話をして、十分に今まで論議を尽くしてきたと、そういうふうな思いがおりですか。もう一度市長にお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまこの税を、今度継続の改正条例案を出しておりますが、これにつきましてはいろいろ3年間の経過があるわけございまして、その修正といたしまして、税制審議会を設置していただきまして今日答申をちょうだいしたところでございます。審議委員の皆様方には、いわゆる識見者あるいは事業の関係者、反対をされておる事業者の方も含めて、15人の税制審議会の委員のいろいろな形でのご審議の結果、先ほど申し上げましたようにご答申をちょうだいしたわけございまして、その中の答申のように継続、しかしその付記事項として、今後あるべき改正の方向と基金の問題等提起されておりますので、それを受けて、我々は最大限尊重しながらこれの実行を検討いたしますと、こういうことを申し上げておるわけございまして、今3年を経過して、今おっしゃるような大混乱が起きているというようなことについては、税制審議会の答申を尊重しながら、私たちはその答申を今受けまして条例の改正案を提案したところでございます。



議長（村山弘行議員） いいですか。

（11番山路一恵議員「はい、いいです」と呼ぶ）

11番山路一恵議員の質疑を終わります。

次に、7番不老光幸議員の質疑を受けます。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例」につきまして、3点質問させていただきます。

まず1点は、歴史と文化の環境税について、この3年間経過した現在において、特別徴収義務者である駐車場事業者はこの条例の継続に一定の理解をされていると判断をされておられるのかどうか。されていると判断されているのならば、その根拠をお示してください。

2点目、環境税の駐車場事業者の納入において、各年度の金額と、その中の太宰府天満宮さんの比率は何%であったのかお示してください。

3点目、環境税を一部の特別徴収義務者の駐車場事業者の駐車場を利用した人に課税するこの条例を、課税の公平の観点から不公平で無効ともし裁判に提訴をされたときに、その結果はどうか、顧問弁護士等に相談もしくは調査をされたのか、されているのか、お伺いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回、3年の期限を迎えるに当たりまして、アンケート調査、意識調査を行いました。その結果からは、事業者の約8割の皆さんが廃止の意向というふうにありました。しかし、審議会の中でいろいろお話聞いてみますと、基金の創設の提案があったことを考えますと、将来のまちづくりのためには財源確保が必要との考えを持ってあるようでございまして、この税について今後とも協力いただけますよう協議を続けてまいりたいと、そういうふう考えております。

それから、税の実績でございますけれども、平成15年度が1,063万2,850円、平成16年度が3,309万9,550円、平成17年度が約5,200万円になる見込みでございます。一事業者の占める割合は、個人情報でありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

3番目の方ですけども、この税については、法律に基づきまして市の条例で制定しておる条例でございます。したがって、違法性はないというふう考えておりますので、ご理解いただきたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 1点目ですけども、アンケート方式で調査をされたということですけども、この3年間に、駐車場事業者とこの環境税の実施状況について市当局は、例えば会議室のようところに事業者の方に集まっていたいて、そこで話し合いとか意見交換とか情報交換とか、そういったことは実施をされたのかどうか、それがまず第1点です。

それから、2点目ですけども、さっき3年目に5,200万円ほどの税収があったということでございますが、さっき総務部長がお話されておりましたように、財源としてある一定の額をめぐりにしているというお話がありましたけども、この5,000万円ほどが一つのめどになるというふうに解釈をしていかどうか、その2点についてお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3年間で、会議室に皆さんを集めてということはございませんでしたけども、役員さん、特に自主的に駐車場協会というのができて、窓口ができたものですから、そちらの方から組織的に流していただくのがいいのかなということで、その役員の方々については、1人じゃなくて、役員さん何人かと話し合いを続けておりますし、今後も続けていきたいと、そういうふうに考えております。

一定のめどという金額でございますけども、この3年間申しましたけども、それぞれ今までの経過がございまして、徴収できなかった時期等がございまして。平成17年度が、大体1年間おむね徴収できたのかなと、そういうふうに考えておまして、この程度の金額が今後も維持されればなど、そういうふうに考えておるところでございます。

（7番不老光幸議員「終わります」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の質疑を終わります。

次に、13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 重なる質問が多いかなと思いますが、ちょっとそれはもう避けていきたいと思っております。

それですね、まず環境税のこの目的ですかね、要するに環境税条例の目的の趣旨があるわけですね。第1条にあるわけですが、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するというところで歴史と文化の環境税を定めているわけですけども、この「文化のまち」の「文化」ということに関してですね、このせっきく太宰府らしい歴史と文化遺産を継続して守っていこうという趣旨はわかるんですが、しかしこの環境税をやっぱり導入し、スムーズにいき、文化のまちを創造するためには、やはり特別徴収義務者の協力と、あるいは納税者の協力が私は必要だと思うんですね。だから、今ずっと過去を振り返ってきますと、本当に混乱という形になってきたときに、この「文化のまち」と言えるのかどうかという思いがちょっと若干しているわけですが、そういう意味においては、できるだけ特別徴収義務者の理解と、あるいは納税者の協力が私は必要だと思っております。

先ほどから何回も質問があっていますが、今回の答申としては継続という形になりました。見直しとしては、3年を6年にかえて3年間延長するというところでございました。これを実施した場合に、いろいろ新聞報道等では、また再び混乱が起きるのではないかという心配をしているわけです。そうすると、この趣旨である「文化のまち」を本当に創造することになるかどうかという思いがあるわけですが、そういった観点から、市長はどのようにこの混乱を避けるために考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、先ほどから基金のことについて提案がっております。この、私も新聞報道しか見ていないんですが、この期待感、反対同盟の期待感の方が書かれておりますが、要するにこの基金について、「早ければ今年の秋にも局面打開の選択肢の一つとして基金条例案の策定が論議され、解決につながることに期待が膨らんでいる」という、これは正しいかどうかわかりませんが、新聞記事にはこういう報道があります。

できれば、この3年という問題もあるわけですが、市長この、先ほど担保の問題も出てきていますが、早急に、具体的にこの基金条例に速やかに努力して協力をしていきたいと、そういうことで円満な運営を協力していきたいというふうなお話がありましたが、時期的な問題ですね、だから、1つかかっているなと思います。早急とか、先ほど早目とかいろいろありますが、この時期、要するに今秋、今年の秋ということがここに書いてあるわけですが、これは相手方のある話ですが、この辺のタイムリミットについて、もしそれが、先ほど総務部長が言われたような、ある程度財源が確保の担保がとれるとかそういうふうなお話し合いができてきた場合にですね、秋ごろでもそういうような形を提案する考えがあるのかどうかですね、この2点についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 先ほどもご回答申し上げましたとおり、この環境税、いわゆる一部改正条例が可決されました後、我々といたしましては、付記事項にございます基金の問題等含めまして早急に協議してまいりたいと。また、内容等については、具体的なもろもろ、いわゆる財源の担保等々の問題も議論として出ておりますが、そういうものを含めまして煮詰めてまいりたい。かわるべき措置制度ができれば、私どもは市のまちづくりのためにこの条例の改正についてその結論を待ちたい、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） いやもう、先ほどから同じ答弁です。私は、だからその早急という問題に関してですね、要するに半年とか1年とか、そういう形で解決すればそれはそれでいいんだという形でもう理解をしていいということによろしいですかね。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 具体的な協議期間等の設置の問題でございますが、今ご指摘のような内容が煮詰めれば、我々は早急にその決定に従った措置について検討していきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の質疑を終わります。

次に、5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 歴史と文化の環境税についてご質問を出させていただいておりますが、今、もう前に武藤議員、それから清水議員の中で大体私が言いたいところは出ておるんですけども、それについて少し補足の中でさせていただきたいと思います。

まず、これについてですね、私は2点について質問を用意させていただきました。

それで、1問目はですね、先ほど武藤議員のところでは回答がありましたけども、3年後には廃止するという約束があったのではないかとということで、これは事実ではないということでお答えいただいておりますので、これはもうこれで間違いないのではないかと思います。

それから、大宰府みらい基金についてでございますけども、先ほどから武藤議員、それから清水議員もおっしゃっておりますけども、いわゆる「早急に」とか「速やかに」とかという言葉で出ておりますので、やはりここは具体的にですね、新聞報道かと思えますけど、秋にということで、またただいま市長の方の答弁では、審議会等で結論が煮詰めればその時点でということでございますけども、この結論を得るまでに大体どのくらいの期間を考えておられるのか、そこら辺をいま一度お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 基金の提案でございますが、これは陳情でもありますし、審議会の中でも出てまいっております。答申にもそういうふうに基金の早期な検討ということが載っておりまして、太宰府市が基金をつくるという場合に、例えばその入れるものとして、例えば「大宰府みらい基金」というんですか、というのはやはり条例で制定しなければいけないと思えます。このときに、寄附によりますので、寄附を募ります。で、例えばだれさんに幾らお金を寄附してくださいということは地方財政法の中で禁止事項になっております。あくまでも任意で納付していただくということでございます。

そこで、私どもが今言っているのは、一定の、今事業を行っているような財源の確保ができればというのがなかなか現実性がないというふうに考えておりまして、ですからその辺はある程度提案者側の、こういうふうな形での基金づくりがあるよというふうな協議が必要でございまして、相手があることでございますので、その辺は協議を続けなければいけないというふうに考えております。

市長が申されましたのは、それが3年になるのか何年になるか期限は問わずに、そういうふうに、確実にそういうものが設計上ででき上がれば、その時点で条例の改正等々についてもやぶさかではないと、そういうふうにお答えなさってあるわけでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そしたらですね、もう一度お尋ねしますが、これが仮に半年後にその議論が煮詰めれば、これはもう半年後にその基金に切りかえられるということで理解してよろしゅうございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、先ほど言いましたように、期限は問わないということでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 期限を問わないということですので、これは、先ほども市長の答弁がありましたように、そういう結論が出た時点では、もう半年後であろうが、1年以内であろうが、それは基金へ移行するということで理解させていただきたいと思います。

それから、これについてはですね、なるべく1年以内でやっていただきたいと私は思っております。質疑でございますので、自分の意見は申し述べるのはちょっと控えなければならないところでございますけども、来年の4月が統一地方選挙でございますので、この中でやはりこの環境税については市民の皆様にも市長が提案をされて、これについて問われると思います。それで、その選挙にいくまでにやはり今の任期中にある程度決着をつけておくべきじゃないかなということで、今これについては1年以内になるべく結論が出るように、先ほど部長の方もおっしゃいましたけども、相手方があるので、相手の出方も見らにゃいかんということでございますけども、やはりこれは行政の方からもある程度働きかけながら、この1年以内ですね、なるべく結論を出していただくように、そしてその中で市長の方で決断をしていただくということをお願いしたいと思いますが、これについて市長、お考えをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今まで申し上げましたように、今回3年間の継続ということで延長したわけでございます。その間、付記事項にございます答申の内容については最大限尊重していこうということございまして、この点にかけましては、市民の皆さんの意向あるいは議会の議決をいただきましたこの条例案に従って執行されるわけございまして、付記事項等にございます基金の問題等につきましては、なるべく早い機会にそういう結論が得ればそれに従うということで、今何月までやるというようなことは考えておりません。

議長（村山弘行議員） 次に、1番……

（「議長、暫時休憩を要求します」と呼ぶ者あり）

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時11分

~~~~~

再開 午前11時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） まず、この条例は、法定外普通税に基づく太宰府市独自の税であることに間違いありませんでしょうか。そして、これは佐藤市長独自の政策であることに間違いありませんでしょうか、確認いたします。

市長お願いします。

議長（村山弘行議員） 答弁は。

総務部長。

（10番安部啓治議員「議長」と呼ぶ）

ちょっと待ってください。市長。

(10番安部啓治議員「市長にお尋ねしておりますが」と呼ぶ)

市長。

市長(佐藤善郎) ただいまご質問のとおりでございます。法定外普通税でございます。

議長(村山弘行議員) 10番安部啓治議員。

10番(安部啓治議員) だいたしますと、来年は統一地方選挙の年であります。通常、選挙の年は、予算も暫定予算、骨格予算にするのが通例であり、議会の常識でもあります。独自の政策課題を区切りの年をまたがることにはどうしても無理がありますし、今回の条例改正の期間の部分を3年延ばすことには問題があるわけです。任期中に最大限の努力をするべきではないでしょうか。

今回、税制審議会の答申には、制度上の公平性を回避するために、環境税にかわる基金制度の創設も視野に入れて考慮すべきであると明示されておりますが、先ほどの数人の議員の質問と重複いたしますが、再度確認いたします。

基金創設を前提として、基金への支払いがある一定担保確保されるのであれば期限は問わないという表現でございますが、関係者等との協議が調えば年度内でも見直しをされるということで受けとってよろしいでしょうか。

議長(村山弘行議員) 市長。

市長(佐藤善郎) ただいま総務部長等からも回答いたしましたとおり、我々といしましては、この基金が継続を、附則にございます、附則事項については早急に検討する、例えば「大宰府みらい基金」等々の提案がございますが、このための協議をする。例えばワーキンググループ等を早急に設置しながらこの問題に当たっていきいたいというような考え方も提案されておるところでございます。したがって、この担保できるといいますか、まとまれば早急にそういう方向で検討していきいたいと思っております。

議長(村山弘行議員) 10番安部啓治議員。

10番(安部啓治議員) ワーキンググループの立ち上げが必要ということでございますが、これは早急にやっていただいて、前向きに進まれるということでよろしゅうございますか。

議長(村山弘行議員) 市長。

市長(佐藤善郎) そのとおりでございます。

(10番安部啓治議員「終わります」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 10番安部啓治議員の質疑を終わります。

次に、1番片井智鶴枝議員。

1番(片井智鶴枝議員) これまでの議員の質問の中でダブる分もありますけども、質問させていただきます。

今回の条例改正案はですね、条例施行後3年間の実施状況に基づきさまざまな角度から検討がなされた結果、この条例を現状のままさらに3年間延長して実施することになるわけです。

が、しかしながらこの歴史と文化の環境税の導入時には、税の特別徴収義務者である駐車場経営者からもにわかに反対の声が上がり、大きな混乱となりました。そして、この条例の見直しが迫る去る3月議会では、廃止に関する陳情書が太宰府市観光駐車場協会から市議会あてに提出されました。

ここで質問したいんですけども、質問の1点目は、駐車場の経営者からも税にかわるまちづくりのための基金創設の議論も出ていますが、この点について前向きに調査検討していくのか、さらに今後の議論に地域の主役である市民を参加させる計画はあるのかないのか、お尋ねいたします。

2点目は、税の導入時における混乱の最大の原因は何だと考えるのか、そしてその検証、対応は十分なされていると考えているのかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 「大宰府みらい基金」の対応について前向きに調査研究していくのかということですが、今市長が申しましたように、早急にワーキンググループを立ち上げてでも調査研究に入りたいと、そういうふうに考えております。そのメンバーについてはまだ確定しておりませんが、やはり市民のためのまちづくりでございますので、市民参加ということも頭に入れていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の方ですけども、導入当初にこの税の趣旨の共通認識が得られなかったということで、いわゆるボタンのかけ違いがあって混乱が起きました。今回もそういうことがないように、税の徴収を継続しますけども、事業者の提案であります基金づくりに早急に取りかかりながら、そういう混乱がないような形で協議を進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ということは、今後その3年間の期間が必要であるということですね、いろんな見直しをする中で。あえて3年間としたのは、その見直しを市民も交えてやっていくということなのかどうかですね。

あと一点ですね、この環境税の存続に関して、市が今年の3月にアンケート調査をやっておりまして、市外の来訪者の8割、それと事業者の8割強が、大半が廃止すべきというふうなアンケート結果が出ております。しかしながら、継続すべきという市民がですね、内容の見直しを含めて8割になっております。

さっき部長が答弁なさいましたけども、今度のこの環境税の大きな一番の問題というのは、やっぱり関係当局へですね、十分な説明と議論が不在だったためではないかと思われるんですよね。その分も含めて、今後その関係当局、主に駐車場経営者、その方に対して十分に理解、賛同を得られるのかどうか、それか今後3年見直していくこの条例改正案で駐車場経営者側からですね、大きな反対運動が起きて混乱が起きるということは予測していないのかどうか、そのこと。

それと、今度の見直しの中で、早急の廃止という選択肢もあるのかどうか、この2点をお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回継続の期間を3年間といたしましたのは、この税の、法定外普通税については5年というのが大体地方税法の考え方でございます。しかし、一番当初に5年間の期限をつけてやりましたけれども、いろんな方面から5年は長いと、3年間でやはり見直していった方がいいだろうという提案を受けまして、3年の見直しを今回行っておるわけでございます。

そういうところから、今回また5年にするのか、3年にするのかといういろんな期間があったわけでございますけれども、3年間で状況を見てみよう。その中で、基金の提案がなされておりますので、そのためには3年間要するというわけでございませんで、3年間のうちにそういう基金の創設ができ上がれば、その時点ではこの条例の見直しもあり得ると、そういうふうに答弁をいたしているわけでございます。

それから、やはり特別徴収義務者に徴収を依頼しているわけでございますので、理解が必要だろうと思うし、納税者についても理解が必要だろうと思っています。そういうことから、今後ともその啓発あるいは話し合いについて十分進めていきたい。事業者の意見もいろいろ、公平、不公平の問題、あるいは基金の提案等もしてありますので、そういうことも含めて十分な協議を進めていきたい、混乱がないようにやっていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 混乱が起きることを予測しているのかどうかということに対しては明確なお答えがなかったんですけども、これまでの、3年間の十分な時間があつたにもかかわらず、さらに3年間延長するというのが、なぜそうなのかということが理解できないんですけども、これからですね、今までと違う手法でですね、税のあり方を見直していくのか、そういった協議の場を設けるのか、そういった具体的な計画を現時点でお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 原則的にはこの税を継続すると。それには、やはり太宰府の歴史と文化遺産を継承していくためにはこの財源が必要だという共通認識に立っております。そういうことから、確実な税でいこうというのか、あるいは基金で集めようかということでございまして、提案の、事業者が主に提案しております基金についても十分その検討に値するということが諮問事項にありますので、それも同時に進めていくということでございます。それが確実に、担保というのはあれですが、税と同等ぐらいの確実性があれば、そちらの方に、基金の方に乗りかえる、あるいは改正していくということであれば、事業者もお望みでございまして、混乱なく進んでいくのではないかと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。



議案第60号は総務文教常任委員会に付託します。

総務文教常任委員会にあっては、直ちに委員会を開催し、審査されますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

~~~~~

再開 午後3時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案第60号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 本日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」は、先ほど委員全員出席のもと委員会を開き審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

本会議休憩中に委員会を開き、2時間にわたりまして審査いたしました。直ちに報告ということで、報告の部分が少し足りない分があると思いますが、いずれ委員会議事録ができますので、そちらを参照いただきたいと思いますし、大まかに報告をさせていただきたいと思っております。

まず、本会議におきまして、執行部から補足説明を受けました。その説明については、本会議で質疑が行われておりましたので、委員からの質疑はありませんでした。

そして、参考人として委員長より3名の方を提案しまして、委員会採決の結果、太宰府市税制審議会会長の馬場哲郎さんを参考人として呼びし、意見を求めることを決定いたしました。

それから、直ちに執行部に対する質疑を行いました。その内容について報告申し上げます。

まず、アンケート調査の対象者として委員から質疑があり、執行部の報告は、18歳以上の市民1,000人、来訪者1,000人、27事業者を対象に実施されたと、事業者から提案されている問題もありますが、こういうアンケート調査をしたということがまず報告されました。

それから、論議になっておりました、答申の中にあります事業者から提案された基金について大変な委員会の論議がありました。本会議でも説明されておりましたが、市長、執行部の方からはワーキンググループをつくり、基金創設に向けて積極的に行っていきたいという回答が出されておまして、現段階では具体的な方向は定まっておませんが、こういう報告を受けました。

また、委員から、平成17年度に税制審議会の開催をしなかった理由はなぜかという質疑に対

して、事業者から理解が得られるようになっていたために不要であったと。

本来は、こういう環境税の問題については3月議会でなぜ提案できなかったのかという質疑がありましたが、執行部としては、煩雑期を考慮し、アンケートの実施などがあって、3月にアンケート実施をしたために、その結果を待って、本日の議会に提案したとの報告を受けました。

また、私委員長としての発言を最後に行いましたが、本会議でも行っておりましたように、5月23日から税を徴収しないときの対応はどうかという部分について、協力が得られるように市当局としては努力をするが、徴収されない状況となった場合は、やはり条例、法に基づき対応するという大変厳しい確認をしたところであります。

これが執行部の議員からの質疑に対する主な回答であります。

参考人の税制審議会の会長であります馬場哲郎さんの方から、税制審議会の審議内容を簡潔に、明確に説明を受け、委員から質疑を行いました。

この内容についてですが、答申を受け、基金に関する駐車場事業者からの提案で、具体的なやり方、意見は出なかったということであります。基金問題が付記事項に入っておりますが、基金制度の具体的な方針はないということです。制度としては、設計は、プラン的なものはあるが、断片的なものだというような回答を受けました。

また、税制審議会の中で、答申の中にもありますが、公平性についてどのような議論があったのか、税を継続することにした一番の要因はという委員からの質疑に対して、参考人からは、例えば電車で来られる観光客からはどうするのかという意見も出たと。公平性は高めていくことはできるだけやろうということになったが、電車でお見えになる方に環境税を、税を負担させるということは不可能であるという審議会での審議の内容でありました。税を継続することについて、現時点で太宰府市のまちづくりにとって、参考人としては最善の結果であるとの結論から答申を出したということであります。

また、基金をつくってどうするかという具体的な意見は、論議が行われていないし、今後の大きな課題だということで、市長も委員会に出しておきまして、参考人の意見、各委員の質疑内容も聞いておりますし、本会議での質疑がっておりますので、今後基金問題はやはり市当局によって実施していく、また事業者の理解を得ることは大きな課題だと、こういう形で考えておきまして、参考人に、貴重な時間ですが、出席をいただき、意見をいただきました。

2時間にわたり各委員全員が質疑を行いました。質疑も終わり、討論の許可をいたしました。

委員の中から4名の討論がありました。内容の主なものとしては、寄附による基金制度の検討を早急にしていただきたい、市長の任期は来年の4月いっぱいですが、任期中に新しい制度への移行をお願いしたい、寄附金による基金の制度策定に当たっては、いろんな立場の人を入れて論議をお願いしたいとのことで、この4名は賛成の立場で討論を行いました。

討論を終え、採決の結果、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する

条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私は、反対の立場から討論をいたします。

環境税につきましては、最初の導入時から、事業者の理解を得ないまま実施をすることは認められないとして反対をしてきましたので、現在も同様に理解を得られていない状況であることから、本議案についても反対をいたします。

陳情書にもあるとおり、事業者の方々が自主規制だといって3年間税の徴収をしてくださったことは本当に感謝をすべきことだと思います。市民の8割は賛成しているだとか、今やめれば税収が減るなどといって続けるべきだとの意見が多数ありますが、それ以前に事業者の方々の協力がなければこの税そのものは成り立たないということをやはり忘れてはいけないと思います。それが大前提ですから、やはり事業者の意に反してこのまま続けるということは公権力の押しつけとしか言いようがなく、それこそ太宰府市のイメージを著しく損なうことにつながると私は思います。当の事業者の方々が廃止を求める以上、きっぱりと廃止をして、その上で、陳情書の中にもあるような基金の設立に向けて時間をかけて十分に今後議論が行われることを希望いたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私は、この第60号議案に賛成の立場で討論いたします。

地方分権という時代の大きな流れの中で、全国の自治体が自主財源の確保という大きな課題を抱えています。

このような状況の中で、全国に先駆けて、太宰府市は歴史と文化の環境税という法定外の税を導入いたしました。しかしながら、税導入時の混乱は、新たな課税の困難さと安易な税導入の過程が浮き彫りにされ、多くの自治体への警鐘にもなりました。しかし、今回の改正に当たり、特別徴収義務者である駐車場経営者自らまちづくり基金の議論がなされていることは注目すべきものがあります。この基金創設においても、関係者はもちろんのこと、市民も交えて十分な議論をし、太宰府の歴史と文化を守り、後世に伝えていくという共通の認識が高まるよう、市は積極的に情報公開、情報提供をしていただくことを要望し、賛成いたします。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変議員の皆さんには本日長時間待機していただきまして、ありがとうございます。

同じ党派であります山路議員が討論をいたしましたので、私も反対の立場ですが。

まず、この経過をずっと見ておりまして、全国でただ一つ、観光地でこの観光にお見えになった、車で来た方に課税をするという全国で唯一この環境税を取っている自治体であります。ほかの自治体では、当然観光、太宰府市に観光にお見えになる方が来ても、やはりそれは経済効果があり、納税があり、それなりの環境整備はされているわけでありますから、あえて駐車場事業者からそういう税金を取る必要はないという立場を、私はこの条例ができる時点からその態度表明をしておりました。

今回、新たに基金という問題が答申の中にありましたが、税金が今5,000万円から5,100万円近く入ってきておりますが、私はその基金は、やはり一時的なものとして5,000万円ぐらいは集まるかもしれませんが、それがずっと永久的ということは難しいと思います。そういう状況について、基金の問題を提案されても、行政はやはりこれは実施しないんだろうと思います。そんなに5,000万円も寄附をしてくださる方はないと思っておりますし、ワーキング部会など開いても実質的には不可能だと思いますから、ここで、先ほども山路議員が言っているように、きっぱりとした判断をすべきで、継続すべきでないという立場で、この議案を認めるわけにはいかないという態度表明をしておきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 私は、本議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

太宰府市歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために設けられ、3年が経過し、今回市長が今後について論議が必要と認め、税制審議会に諮問し、答申を受け、今日に至りましたが、先ほども言いましたが、私は市長の提案どおり賛成でございます。太宰府市として、将来のまちづくりには、市民生活の面から見ても、まほろばの里太宰府の観光を堪能していただくためにも、交通対策、観光対策を見たときに、この環境税は適切で、本市は必要と考えますが、しかしながら本税は特別徴収義務者である駐車場経営者の大所高所からの協力が不可欠であります。私は、ぜひ駐車場の関係者の皆様に、太宰府市の発展と環境を守るためにもご理解とご協力を得てこの環境税を育てていただきたいことを望んでいますが、このことが無理であれば、答申にもあるように、基金を早急に立ち上げるということを中心から要望いたしますので、討論にかえます。

以上。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部陽議員） 私は、賛成の立場から討論いたします。

3年前に難産で条例ができ、その後協議会もでき、駐車場関係者も5人の委員の方が参入され、この環境税の用途につきまして、円満に運営されていたものと思っておりました。しかしながら、3月23日付で陳情書が提出されまして、再度3年前と同じような見解のもとに提出されております。

観光駐車場協会の皆様が、今後の観光産業において重要な位置を占めていくことは私自身も十分に認識しておるところであります。しかしながら、観光客の皆様を温かく迎えるために、どうしても確実な必要経費は予算上必要であります。

今回、市におきましてアンケート調査があり、それぞれの立場で賛成、反対と分かれています。したがって、事業者、観光客、行政、市民の歩み寄りの協力を得てまちづくりに生かすべきと思います。このことは、事業者の協力をはじめ観光客、市民、行政一体となった協力を仰いだ「環境協力税」と名称変更の検討も含め、この税が有効にまちづくりのため、また基金として積み立てていかれることを強く要望し、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 私も賛成の立場から討論させていただきます。

本日提案されました議案第60号につきましては、本会議において質疑がある行われ、それから総務文教常任委員会に付託され、委員会においても慎重審議の上、先ほど委員長の報告にありましたとおり原案可決すべきということを出されております。その前に、税制審議会の答申等もあり、いろいろ慎重審議重ねてまいられました。その中で、事業者の方から提案がありました基金条例の創設についても、早急にワーキンググループを立ち上げ、検討をされるということでもあります。この結論が現市長の現在の任期中に出されることをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。

委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後3時20分

議長（村山弘行議員） お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本臨時議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成18年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成18年太宰府市議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後3時21分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年8月29日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 福廣和美

会議録署名議員 岡部茂夫